

議 第 二 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十年三月十二日

提 出 者

議 員

佐藤正昭	渡辺公一	鈴木勇治	笠原哲	八島幸三
〃	〃	〃	〃	〃

仙台市議会議長
赤間次彦様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の市政に関する調査研究」を「としての市政に関する調査研究活動」に改める。
第三条第一項中「三十八万円」を「三十五万円」に改める。
第四条第三項中「調査研究」を「調査研究活動」に改める。
第九条の見出しを「（収支状況報告書等の提出）」に改め、同条第五項中「第二項又は前項」を「第三項又は第五項」に改め、「収支状況報告書」の下に「並びに前項の規定により提出された領収書等の写し及び調査研究活動報告書（第十一条において「収支状況報告書等」という。）を加え、同項を同条第七項とする。

第九条中第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項又は前項の規定により提出する収支状況報告書には、当該収支状況報告書に記載された政務調査費による支出（別に定めるものを除く。）に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し（次項において「領収書等の写し」という。）及び調査研究活動の概要を記載した調査研究活動報告書を添付しなければならない。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の支出額は、実費によるものとする。ただし、これにより難いときは、別に定める方法により算定した額によることができる。

第十一条の見出しを「（収支状況報告書等の保存）」に改め、同条中「第九条第二項又は第四項の規定により提出された収支状況報告書」を「収支状況報告書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

理 由

政務調査費の交付に関し、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。